

守谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（案）
（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営
の基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を
実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ
て、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サー
ビス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、
各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むこと
ができるようにしなければならない。

（員数）

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が
おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事
する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をい
う。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域
に、一の地域包括支援センターを設置することが必要であると市の地域包括支援
センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規
定する地域支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場
合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に定めるところによ
ることができる。

- (1) おおむね1,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
- (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前項各号に掲げる者のうちか
ら2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
- (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤
の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又
は第3号に掲げる者のいずれか1人

（運営）

第4条 地域包括支援センターは、市の地域包括支援センター運営協議会の意見を

踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。